

愛知県教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則の制定について

このことについて、愛知県教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則を制定したいので、別紙案を添えて請議します。

平成27年3月24日提出

教 育 長 野 村 道 朗

説 明

この案を提出するのは、愛知県教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定に伴い、教育長の職務に専念する義務が免除される場合について定める必要があるからである。

愛知県教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則の概要

1 制定の概要

新教育長の職務に専念する義務の免除に関して必要な事項を定める。

2 制定の理由

愛知県教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定により、同条例第2条の規定に基づき、教育長が職務に専念する義務を免除される場合を定める必要があるため。

3 制定の内容

職務に専念する義務の免除について教育委員会が定める場合とは次のとおりとする。

- (1) 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- (2) 県行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務に従事する場合
- (3) 前各号に規定する場合のほか、教育委員会が定める場合

4 施行期日

平成27年4月1日

(愛知県教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例附則第3項の規定により、現教育長には適用されない。)

愛知県教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則をここに公布する。

平成二十七年 月 日

愛知県教育委員会委員長 岩 月 慎 自

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則

愛知県教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例（平成二十七年愛知県条例第一号）

第二条の教育委員会が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- 二 県行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務に従事する場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、教育委員会が定める場合

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。